

## 社労士版「知識の備蓄」シート

### ○基本姿勢

事業継続目標の達成を最優先とした復旧対応の実施を、基本とする。

ただし、**地震・津波災害、避難指示等発令の場合など、速やかな避難を要する場合は、備蓄物資があっても、何も持たずに一刻も早く避難してよい。**人命の安全確保を最優先とする。

### ○平時から関与先等に情報提供しておく情報（大規模災害時には確実に実施される特例）

被災地域には、以下の特例が実施されます。災害時には一刻も早く、避難することが大事です。素早い避難で、命の確保を最優先にしましょう。

チェック欄	
<input type="checkbox"/>	健康保険証等々の提示が無くても、医療機関を受診できる
<input type="checkbox"/>	指定難病の受給者証、被爆者健康手帳、患者票その他が無くても、自己負担の軽減措置を受けられる
<input type="checkbox"/>	現金、預金通帳、銀行取引印、キャッシュカード等の持出しは不要 (預金通帳等を紛失、滅失した場合も、本人確認のみで払戻可能となる特例を実施)
<input type="checkbox"/>	年金証書、基礎年金番号通知書(旧・年金手帳)の持出しは不要
<input type="checkbox"/>	被災者への医療費一部負担金免除の特例を実施
<input type="checkbox"/>	エコノミークラス症候群の予防に関する情報提供

### ○被災した事業所への復興支援・事業再建制度

以下の措置については、災害復興時における事業再建に、重要な役割を果たします。

社労士が代行できないものも含まれますが、情報提供、および適切な専門家へ紹介できる体制を、平時から整えておきましょう。

チェック欄	
<input type="checkbox"/>	雇用調整助成金
<input type="checkbox"/>	各種融資制度
<input type="checkbox"/>	なりわい再建支援補助金(旧・中小企業等グループ補助金)
<input type="checkbox"/>	小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)
<input type="checkbox"/>	公費解体制度
<input type="checkbox"/>	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(被災ローン減免制度)
<input type="checkbox"/>	労働保険料の申告・納期限等の延長措置(口座振替の停止措置)
<input type="checkbox"/>	労働保険料、社会保険料の納付猶予措置
<input type="checkbox"/>	労災保険の請求時 事業主や医療機関の証明がなくても受付
<input type="checkbox"/>	未払賃金の立替払制度
<input type="checkbox"/>	解雇予告の除外認定

## 社労士版「知識の備蓄」シート

### ○災害時における雇用保険の基本手当の特例措置の実施

チェック欄	
<input type="checkbox"/>	失業認定日の変更
<input type="checkbox"/>	居住地管轄外のハローワークでの受給受付
<input type="checkbox"/>	休業時は離職していなくても基本手当の受給が可能に
<input type="checkbox"/>	事業所の休止・廃止時に一時的に離職した場合も、基本手当の受給が可能に

### ○行政機関との連携

求められるときに備え、手続等事前に調べておく。

可能であれば、平時から社労士会、行政機関との調整を、進めておきたい。

#### 離職票発行手続き支援

出勤簿、賃金台帳の原記録を滅失した場合は、特例様式に12か月分の賃金額を事業主が書き込み被保険者の同意を得る方法で離職票を作成  
(東日本大震災時の特例対応)

#### 年金相談・手続支援

基礎年金番号通知書(旧・年金手帳)の再交付  
年金証書の再交付  
遺族基礎年金・遺族厚生年金の請求

### ○雇用調整助成金 被災地特例の実施

以下は大規模災害時に実施される特例措置。

「なりわい再建支援補助金」と組み合わせれば、雇用維持しつつの事業復興が可能となるので覚えておきたい。

計画届の事前提出みなし措置(休業実施後でも遡及して計画届の提出が可能)
生産指標の確認期間を短縮(3か月から1か月へ)
事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とする
休業を実施した場合の助成率を引き上げ(大企業1/2→2/3、中小企業2/3→4/5)
雇用保険被保険者期間6か月未満の労働者も助成対象とする
クーリング要件の撤廃(前回の支給から1年を経過していなくても受給可能に)
受給可能日数 過去の受給日数と通算せずに利用可能とする
最近3ヶ月の雇用量が対前年比で増加していても受給可能とする
支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長
休業規模要件の緩和(大企業1/15→1/30以上、中小企業1/20→1/40以上へ)

※被災者の生活再建支援については、以下が参考になるので、事前に読んでおきたい。

「被災したあなたを助けるお金とくらしの話 増補版」岡本正 弘文堂